（納税義務者等に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第三条第四項（納税義務者等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「平成二十六年旧所得税法」という。）第七条第一項（課税所得の範囲）の規定の適用については、改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第十七条（非永住者の国外源泉所得のうち課税される部分の金額の範囲等）の規定は、なおその効力を有する。

（非課税貯蓄に関する異動申告書に関する経過措置）

第三条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に提出する新令第四十三条第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書について適用し、同日前に提出した旧令第四十三条第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書については、なお従前の例による。

（非課税貯蓄相続申込書に関する経過措置）

第四条　新令第四十七条第二項（非課税貯蓄相続申込書）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に提出する新令第四十七条第一項に規定する非課税貯蓄相続申込書について適用し、同日前に提出した旧令第四十七条第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書については、なお従前の例による。

（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第五条　新令第六十一条第一項（第九号に係る部分に限る。）（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）の規定は、附則第一条第五号（施行期日）に定める日以後に生ずる同項第九号に掲げる事由について適用し、同日前に生じた旧令第六十一条第一項第九号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に掲げる事由については、なお従前の例による。

（資産の譲渡とみなされる行為に関する経過措置）

第六条　新令第七十九条（第一項第三号に係る部分に限る。）（資産の譲渡とみなされる行為）の規定は、個人がこの政令の施行の日以後に行う同項に規定する借地権の設定について適用する。

（一括評価貸金に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額に関する経過措置）

第七条　新令第百四十五条第二項（一括評価貸金に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額）の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新令第百四十五条第一項の居住者がこの政令の施行の日前に死亡した場合における当該居住者の平成二十七年分の所得税に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「平成二十七年一月一日」とあるのは「平成十年一月一日」と、「平成二十七年及び平成二十八年」とあるのは「平成十年及び平成十一年」とする。

3　新令第百四十五条第一項の居住者が平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に死亡した場合における当該居住者の平成二十八年分の所得税に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「平成二十七年及び平成二十八年の各年の十二月三十一日」とあり、及び「当該各年の十二月三十一日」とあるのは、「平成二十七年十二月三十一日及びその死亡の時」とする。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に関する経過措置）

第八条　平成二十七年七月一日から同年十二月三十一日までの間における新令第百七十条第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用については、同項中「若しくは第四項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）又は第三十七条の十一第三項若しくは第四項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」とあるのは「又は第四項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）と、「同法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等又は同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等」と、「同法第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「同条第三項又は第四項各号」と、「同法第三十七条の十第二項」とあるのは「同条第二項」とする。

2　平成二十七年七月一日前において居住者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二（在留資格）の上欄の在留資格をもって在留していた期間がある場合における新令第百七十条第二項第一号及び第百七十条の二第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用については、同号中「期間を除く」とあるのは、「期間及び平成二十七年六月三十日までに同法別表第二（在留資格）の上欄の在留資格をもって在留していた期間を除く」とする。

（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置）

第九条　新令第百八十二条の二第二項（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　個人が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この項において「改正法」という。）附則第三十八条第一項本文（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合において、当該個人の改正法第四条（消費税法の一部改正）の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第百八号。以下この項において「新消費税法」という。）第十九条第一項（課税期間）に規定する課税期間中に行った新消費税法第二条第一項第十二号（定義）に規定する課税仕入れの全てが改正法附則第三十八条第一項に規定する国外事業者から受けた同項に規定する電気通信利用役務の提供であるときにおける新令第百八十二条の二の規定の適用については、同条第五項中「課税期間につき同法第三十条第一項の規定の適用を受ける場合で、当該課税期間」とあるのは、「課税期間につき同法第三十条第一項の規定の適用を受ける場合で、当該課税期間」とする。

（外国税額控除に関する経過措置）

第十条　平成二十六年改正法附則第七条第二項（外国税額控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧所得税法第九十五条（外国税額控除）の規定に基づく旧令第二百二十二条（控除限度額の計算）及び第二百二十二条の二（外国税額控除の対象とならない外国所得税の額）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同条第三項第二号の規定の適用については、同号中「配当等」とあるのは、「配当等又は同法第九条の九第一項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等」とする。

（年の中途で非居住者が居住者となった場合の税額の計算に関する経過措置）

第十一条　新令第二百五十八条（年の中途で非居住者が居住者となった場合の税額の計算）の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用し、平成二十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（国内源泉所得等に関する経過措置）

第十二条　平成二十六年改正法附則第十条第二項（国内源泉所得等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧所得税法第百六十一条（国内源泉所得）の規定の適用については、旧令第二百七十九条から第二百八十八条まで（国内において行なう事業から生ずる所得等）の規定は、なおその効力を有する。